

ふくし TIMES

<http://www.knsyk.jp>

vol. 733



ともしび運動

2012. 12

福祉タイムズ

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



〈写真・菊地信夫〉

手作りの温もりを感じて

県立こども医療センター（横浜市内南区）の特大ツリーに、今年もクリスマス飾りが取り付けられた。6年前、飾り作りのボランティアグループを立ち上げた谷内うららさん。その原点には、手作りのクリスマスを演出してくれた母の思い出があったという。「手芸を生かして子どもたちを喜ばせたい。一つひとつ違う手作りの温もりや味わいに癒されてほしい」治療を受ける子どもや家族が足を止め、見上げる視線の先には、谷内さんが仲間と共に一針一針思いを込めた、色鮮やかなクリスマス飾りがあった。

contents

- 02 特集 利用者の自己決定を支えながら
- 04 **NEWS & TOPICS**
 - ・年末たすけあい運動実施中！
 - ・内閣府シンポジウム「困難を有する子ども・若者の自立を目指して」
 - ・第46回神奈川県心身障害児者福祉促進大会
- 06 **私のおすすめ**
親子で楽しく作ろう 簡単アイデアおせち！
- 07 **福祉最前線**
カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター
- 08 **連載** かながわの福祉課題を追う—第9回—
- 10 **県社協のひろば**
 - ・「障害者グループホーム等第三者評価」からみる課題と解決方策
 - ・職員の悩みを知り、階層別の対応を考えよう！
- 12 **かながわ情報**
“愛川の底力” 住民委員会（愛川町）

利用者の自己決定を支えながら

―日常生活自立支援事業の取り組みを通じて―

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分なために福祉サービスの選択・利用が困難な方への支援として利用されています。現在、厚労省が進める生活支援戦略で「家計再建に向けた支援の強化」が論点とされ、また来年4月施行の障害者総合支援法では「障害者の意思決定支援の在り方」が検討規定として明記されるなど、本事業にも関わる協議が進められようとしています。そこで今回は、利用者の自立に向けた自己決定を支える本事業の活用と取り組み課題を取り上げます。

自己決定を支える事業

現在、神奈川県では本会および横浜市・川崎市・相模原市社協を実施主体として本事業に取り組み、各市町村社協でサービスを提供しています。高齢化率の高まりや、障害のある方の施設から地域への生活の移行等が進む中、判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らすための一助として、本事業への期待も高まり、実利用者数も増加傾向にあります。

本事業の概要は別表のとおりで、利用者との契約に基づき、地域での自立した生活向けさまざまな支援を行っています。特に他の支援機関では関わるのが難しいとされる「日常的金銭管理」も支援内容として、利用者や家族、関係機関から自立支援に向けたサービスの一つとして活用されています。

（別表）日常生活自立支援事業の概要

対象	高齢や障害により、日常生活に必要なサービスを利用するための情報入手・理解・判断・意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方で、契約内容について判断能力を有する方
福祉サービス利用援助	定期的に訪問し、福祉サービスの情報提供や利用の手続きを支援する 福祉サービスの利用または利用をやめる手続き／福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き／日常生活に必要な事務手続き等
日常的な金銭管理サービス	福祉サービス利用援助の一環として、日常的な金銭管理を支援する 福祉サービス利用料・公共料金・家賃・日用品費等の代金の支払い／年金・福祉手当の受領に必要な手続き／支払いに伴う預金の払い戻し・預金の解約・預け入れ等
書類等預かりサービス	通帳や証書などの重要書類等を貸し金庫で預かる 預金通帳／印章・印鑑証明書・身分証明書・戸籍謄本その他の公的書類文書類／年金証書・権利書・契約書その他の書面類

※相談は無料、サービスは有料（市町村社協ごとに異なる）

※相談支援は「専門員」が、サービス提供は「生活支援員」が担当

※専門員による面接・調査を踏まえて、契約締結審査会（弁護士・医師・福祉関係者等で構成）にて、本人の判断能力や支援内容の適切さ等を審査し契約する

事例：息子からの暴力と金銭管理に苦悩するAさん

軽度認知症と診断された70代のAさんは、妻と障害のある長男の3人で生活していましたが、長男からたびたび暴言や暴力を受けていました。Aさんの妻はその後、長男の暴力により施設に緊急保護入所となり、妻が行っていた銀行での現金の引き出しができなくなり、光熱費等の支払いも滞るようになりました。

長男が金銭管理をしたところ、Aさんは十分に食事ができない日もあり、一方で長男は頻繁に外出し、自由にお金を使っている様子でした。そこで社協と地域包括支援センター、行政等が連携し「日常生活自立支援事業を活用し、生活費の使い方等に助言をし、生活の立て直しを支援する」ことになりました。

Aさんは常に長男の顔をうかがい、自分の思いを出しづらい状態にあったため、社協の専門員をはじめ、関係者には慎重な対応が求められました。Aさんの希望を丁寧に聞き取りつつ、長男の思いもくみ取りながら、①光熱費の支払いを代行、②月2回、生活費の払い戻しを代行、③月2回、郵送物等書類の確認を一緒に、福祉サービスの利用に関する情報提供も行う、という支援計画を立て、Aさんと契約を結びました。

実際の支援では、対人恐怖症もある長男に対し、本事業の支援が今後の福祉サービスの拒否につながるという配慮し、社協の専門員や生活支援員は訪問を続けました。並行して、関係者で構成した高齢者虐待対応チームで常に対応した結果、長男の暴力や暴言も徐々に少なくなり、光熱費の計画的な支払いもできるようになりました。

その後、Aさんの在宅福祉サービス利用に向け、ヘルパー等との顔合わせを行い、長男に対しても行政の障害福祉課職員との面談の場を設定し、困りごとを相談できる窓口の確保に努めました。こうした関わりの中で、次第に親亡き後の生活について話し合うことができるようになり、長男とも本事業を契約し、金銭管理を支援することになりました。

利用者の意思をいかに引き出すか―自己決定を支えるために

Aさんの事例から、本事業の契約を通じて①長男からの虐待の早期発見・防止、②Aさんのために使うお金の確保・世帯の光熱費等の滞納分の返済、③障害のある長男への家計管理の支援、④長男自身の相談窓口の確保と福祉サービスの利用につながる支援機関との関係づくり等、本事業を中心とした幅広い支援が行えたことが分かります。

これはAさんや長男の生活課題をくみ取りながら、関係機関と支援課題を共有し、連携による課題解決に取り組んだ結果といえるでしょう。

本事業は利用者自身の意思による契約が必要となりますが、難しいのは、自分の意思を上手に表明することが苦手な方や、利用者自身が困りごとを認識していない場合もあることです。

そうした場合、その方々の困りごと（課題）をいかにくみ上げ、関わり続けることができるかが鍵であり、本人の課題をどこまで正確に把握できているかが問題となります。

課題が正確に把握できないと、支援機関にとっての困りごとの方が着目され、結果として本人の意思がくみ上げられない、つまりは「自己決定が尊重されない」ということになってしまいます。一方、支援者である専門職のアセスメントも不可欠であり、本人の価値観を尊重しつつ、表に現れない課題を代弁できるような関わり方も求められます。併せて、本事業では自己決定を促すために必要な情報提供を行うことも大切です。

もちろん、本事業だけでは利用者の生活全般を支えることはできません。利用者の衣食住といった生活の基盤を整えることにより、本事業のサービスがより効果的に発揮されます。そのため本事業の利用の前後を

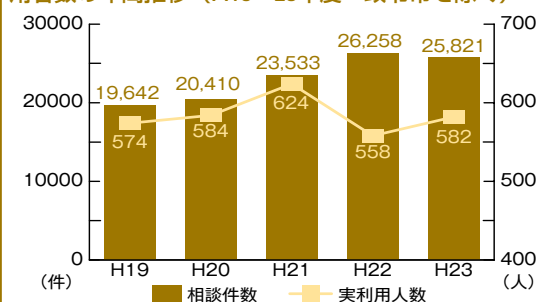
通して、関係機関との調整や支援の連携が重要です。

関係機関からの相談が大半 「協働による支援の大切さ」

本事業に関する相談は、関係機関を経由したものが全体の約80%を占めています。事業周知が進んできていることがうかがえますが、本事業について正確な理解がされているか、課題を感じる場面も多々あります。

本事業はあくまで契約に基づくものであることから、判断能力の喪失や死亡等、本人の意思が確認できない場合はサービスを提供できなくなります。また、判断能力喪失後の対応には成年後見等他制度への移行も必要ですが、申し立て手続きに時間がかかる等の課題もあります。

本県における日常生活自立支援事業の相談件数・実利用者数の年間推移（H19～23年度・政令市を除く）



平成22年度から相模原市社協が政令市となり、県社協所管の契約者数が一時減ったものの、相談件数は高い水準を維持しています

県社協 日常生活自立支援事業 契約締結審査会 委員長 長谷川 俊雄 (白梅学園大学教授)



社会福祉サービスが発展する中で唯一残されてきた課題は「生活費の管理」でした。当然のことですが、私たちは商品購入と支払い、つまり「生活費の管理」を日々行いながら暮らしています。しかし、そのことが難しいことで生活の維持や生活の質を確保する困難に直面している方々がいます。日常生活自立支援事業が誕生するまでは、「判断能力が不十分」の状態と「生活費の管理」という課題が重なるとき、同居家族の責任や福祉従事者の善良なる裁量的行為として担われていましたが、生活費の搾取や財産の横領などの権利侵害も残念ながら起きてきました。

地域における日常生活を可能とするための「生活費の管理」という福祉課題へ対応する本事業の意義は、とても大きいものといえます。支援の現場では専門員と生活支援員の皆さんが「判断能力が不十分」であるがゆえに生まれる事業運用の難しさ、支援上の困難に積極的に取り組まれています。本事業の目的と意義が今まで以上に広く理解されることを通して、新たな福祉課題を抱える方々の地域生活が継続されることを期待したいと思います。

家計管理が生活全体に及ぼす影響は大きなものであり、金銭管理は確かに本事業の特色の一つでもありますが、福祉サービスの事業者が対応し難い内容でもあります。多くの関係機関から「金銭管理をお願いしたい」という相談が寄せられますが、利用者数の増加にも関わらず、長引く不況で県からの事業委託費が頭打ちという、事業運営の課題も生じています。

連事業を一体的に進めています。本事業の取り組みをさらに一歩進めようと、成年後見については、法人後見事業を立ち上げる市町村社協が増えるなど、徐々にですが環境も整いつつあります。

身近な地域で専門職や地域住民が従来の枠を越えた立場で権利擁護に取り組みネットワーク（市町村権利擁護推進センター機能）づくりに地域と協働で取り組んでいます【本紙10月号連載参照】、利用者の自己決定を支え、地域で自立した生活を送るために、関係者の協働による支援がますます求められるのではないのでしょうか。

（かながわ権利擁護相談センター）

年末たすけあい運動 実施中！



共同募金事業は、10月から12月まで実施する「赤い羽根募金（一般募金）」と、12月実施の「年末たすけあい募金」があります。

「赤い羽根募金」は、主に県内の民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために行う事業に活用されますが、「年末たすけあい募金」は市区町村社協が中心となって行う各種事業を支援するために全額活用されます。

「年末たすけあい募金」は生活弱者の越年支援を目的として、昭和28年、県社協の提唱により、市区町村社協が実施することになりました。

住民同士が米・餅や衣類などを持ち寄ってお互いを助け合う「一品持ち寄り運動」が始まりといわれています。主に物品寄付が中心でしたが、必要なものを必要の人に贈ることが困難なこともあり、せっかくの寄付者の善意が効果なく終わる機会が増えたため、次第に金銭の寄付に変わりました。このことを受けて、「年末たすけあい運動」は、昭和34年から共

同募金運動の一環として、生活支援が必要な人々を支援する財源として活用されることになりました。

最近では、一人暮らしの高齢者が気軽に立ち寄れるサロンの運営費用や、病院への入退院・通院など送迎サービスを提供する団体の活動費用、ボランティア団体・障がい者団体の運営資金をはじめ、公的援助に恵まれない小規模な福祉団体の事業費援助など、支援の輪を広げています。また、公募方式を取り入れ、支援の範囲を新たに広げる地域も増えてきました。

今年の年末目標額は3億9770万円。「住み慣れた街で安心して暮らす」ため、さまざまな福祉事業が計画されています。

皆さまの温かいご支援をお待ちしています。よろしく願います。
(県共同募金会)

◆実施期間：

平成24年12月1日(土)～31日(月)

◆寄付金受付窓口：

共同募金会市区町村支会

◆寄付金・配分金の取り扱い：

寄付金は、当該地域の事業費のために全額活用されます。

◆問合先：

県共同募金会

☎045-312-6339



内閣府シンポジウム

「困難を有する子ども・若者の自立を目指して」

ニートやひきこもり、発達障害などの若者のさまざまな働き方をどう確保するか。横浜市開港記念会館で、11月11日、内閣府主催のシンポジウムが開催されました。

基調講演を行った放送大学教授の宮本みち子さんは、現在の日本の社会が、学校を卒業しても会社へ簡単には入れない、いわば強者しか生きられない社会になりつつあることに触れ、働く場がない状態では、これまでの就労支援では展望が開けず、今後の若者支援には「中間的就労」といった、社会へ出ていくためのスモールステップが必要と訴えました。

若者支援を20年以上行ってきたNPO、ニートや障害者などを積極的に雇用する企業、NPOと協働して中間的雇用を生み出す企業などからの実践報告とともに、シンポジストの一人、県立田奈高等学校校長の中野和巳さんからは、雇用状況の悪化で進路が決まらない生徒が増加し、卒業後にも学校へ相談に訪れる卒業生の現状に対し



「仕事は地域コミュニティの中にある。地域密着型の仕事おこしが、社会的孤立や格差の拡大を解決する上でも重要」と訴える宮本さん

て、校内にキャリア支援センターを創設し、有資格者によるキャリアアコンサルティング、アルバイトとインターンを融合させた「バイターン」、夏休みのインターンシップを活用し、保育園や介護施設との協力関係のもと、福祉職場への就労や資格取得などの取り組みが紹介されました。

厚労省では「生活支援戦略」と銘打った生活困窮者等への支援策の検討が進んでいます。地域における雇用創出は、若者だけでなく地域全体の課題であり、成果のみを追い切り捨てられた「誰もが人間らしく働ける場」を、どう再生していくかが問われています。

(企画調整・情報提供担当)

●生活保護受給者等就労支援事業 就職率53.8%

福祉事務所から要請のあった生活保護受給者を対象にハローワークが個別相談等に応じる就職支援事業について、厚労省は今年度初めて支援対象者数等の年間目標を設定した。神奈川労働局によると、本事業による就職率は53.8%（10月末日時点）。同省の方針に基づく目標達成率は3割強にとどまるが、すでに目標の6割を超える相談者を受け付けたハローワークもあり、同局は求人が少ない地域があることに加え、生活保護受給者にとって交通費負担が大きいこと等を指摘し、福祉事務所との連携強化を図っていく方針を示した。

●満期釈放者 帰住先不明等が47.5%

法務省は19日、「2012年版犯罪白書」を公表した。満期釈放者の帰住先は家族37.8%、知人・雇い主9.1%、福祉施設等5.6%で、帰住先が不明等の「その他」が47.5%を占めた。高齢者の犯罪が20年前に比べて6.3倍に増えている一方、仮釈放率は出所者全体に比べて低い傾向があり、帰住先の確保や福祉の支援による生活環境の整備が重要だとした。また高齢化が進む保護司については、人材発掘とともに、更生保護サポートセンターを有効に活用して活動を支援するよう求めている。

●雇用障害者数 精神障害者27.1%増

厚労省が14日に発表した「平成24年障害者雇用状況」によると、企業の実雇用率は1.69%、雇用障害者数は38万2,363人でいずれも過去最高を更新した。本県の実雇用率は1.63%で、法定雇用率（1.8%）の達成企業割合は45.1%。特に知的障害者（前年比11.8%増）、精神障害者（同27.1%増）の増加傾向がみられた。産業別では「製造業」が1.77%で最も高く、「医療・福祉」は1.66%だった。

Movement of Welfare



主催者挨拶をする
松本喜夫代表幹事

かすことを目的
としています。
今回は「障害
者の就労支援」
をテーマに、松

11月25日、横浜市内で、第46回神奈川県心身障害児者福祉促進大会が開催されました。この大会は、昭和41年に発足した神奈川県心身障害児・者父母の会連盟（加盟13団体）が毎年主催し、専門家の講演等を通して、各団体の活動に生

障害のある人の社会参加と働くことの意味

為信雄さん（県立保健福祉大学教授）の基調講演と、就労支援機関からの取り組み報告がありました。

松為さんは「働くことは、個人が社会的な役割を果たすことであり、個人にとってはさまざまな満足を得ることができる源泉である」とし、一般就労に限らず、社会参加の面からみた「働くこと」の意義を踏まえた上での就労支援の必要性を述べました。

また就労支援機関からは、精神障害や発達障害のある方の相談・利用件数の増加や、来年4月の法定雇用率引き上げ（2・0%）を見

据えた企業側の雇用拡大の傾向、職場定着支援のニーズ拡大と支援体制上の課題等が伝えられ、その具体的な動きについて、参加者から積極的な質問が挙がりました。当事者・家族の課題認識を出発点に行われてきた本大会をきっかけに、障害のある方の雇用促進を目指し、さらなる活動の広がりに向けた連携が期待されます。

◆神奈川県心身障害児・者父母の会連盟事務局

☎ 045-311-8742
FAX 045-324-8985

（企画調整・情報提供担当）

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本 誠 一 郎

本 社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理 事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)

同 辻村 祥造(☎045-311-5162)

同 西迫 一郎(☎046-221-1328)

同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかんし印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市中区磯子区 2-1-12
営業部 TEL045(785)1709/1708 FAX045(784)8802
制作部 TEL045(785)1708 FAX045(780)1588
http://www.kki.co.jp/

6

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター スタッフ 鈴木 健

日本に暮らす外国人女性と子どもたちの支援団体。参加者の中心はフィリピン人のシングルマザーと子どもたち。

〈連絡先〉 ☎ 044-580-4675

E-mail kalakasan@inada-noborito.com

URL <http://www.k5.dion.ne.jp/~kalakasa/>



外国人シングルマザーと子どもたちが力強く生きることができる社会

今、神奈川には約16万8千人（2011年末現在）の外国籍の人たちが暮らしています。県民に占める割合は1.9%。出身別では中国（5万6千人）、韓国・朝鮮（3万2千人）、フィリピン（1万8千人）と続きます。

こうした外国籍の人たちは、地域に多様な文化をもたらし、地域の力となり、彼ら・彼女たちの存在によって地域社会はより豊かなものとなります。その一方で、外国籍の人が日本で生活していくには多くの壁があります。日本語という言葉の壁、在留資格などの法的な壁、差別や偏見などの心の壁、そして、最近では所得や子どもの学力など生活環境の格差の壁もあります。

配偶者からの暴力(DV)の問題に近年ようやく社会の目が向くようになっていますが、日本人と国際結婚をした外国人女性に対するDVは、より深刻なものがあります。言葉の問題はもちろん、夫から逃げると在留資格を失い、日本にいらなくなるのではないかと心配から保護を求めたくても求められないことが多くあります。

カラカサンでは、こうした外国人女性と子どもたち、

とりわけ外国人シングルマザーと子どもたちのサポートをしています。カラカサンとは、フィリピンのタガログ語で「力」を意味します。自分たちの力で外国人シングルマザーが孤立することなくつながっていきたい、自分たちの力でこの地域社会を元気づけたい、そういう思いが込められています。

外国人シングルマザーが子どもと暮らしていくことは大変です。家族や兄弟も日本にはいなく、友だちも多くいるわけではありません。暴力の傷から心のバランスを崩してしまうことも多くあります。子どもたちもたくさんつらい経験を持っています。カラカサンでは、こうした女性たちへの相談対応だけでなく、地域で孤立することがないように、女性たちの居場所づくりや、子どもたちの居場所づくり・学習のサポート等も行っています。

外国人シングルマザーと子どもたちが孤立することなく、これまでの経験を乗り越え、地域で新しい力を発揮できる、そういう社会を目指して、みんなで一緒に頑張っていきましょう。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

ボランティア活動保険

Aプランで、死亡1,400万円、入院7,000円、通院4,100円、賠償責任5億円(限度額)を補償

全国200万人
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索



特長は

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償!
- 熱中症(日射病・熱射病)による障害も補償!
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償!
- 地震など天災によるケガも補償(天災タイプご加入の場合)

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

年間	基本タイプ	Aプラン	280円	Bプラン	420円
保険料	天災タイプ	Aプラン	490円	Bプラン	720円

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄りの社協にお問い合わせください。

お申込み、お問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

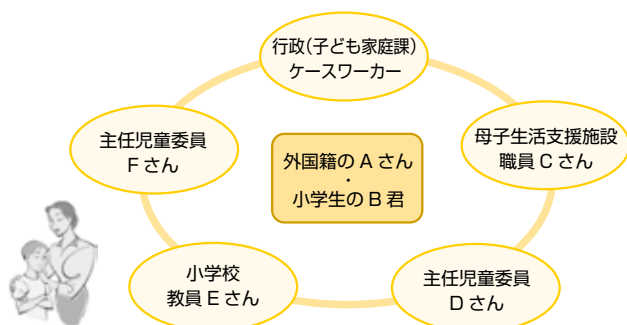
〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社

多様化・複合化する福祉課題への対応の促進②

～「複合的な課題を抱える親子」の地域生活を見守り・支える視点～

地域の中で顕在化しづらい・支援につながりづらい方への関わりについて、前回の連載では「複合的な課題を抱える親子」に注目し、母子生活支援施設の取り組みに焦点を当てました。今回は、福祉施設から地域生活に移行した母子世帯の事例を通して、支援に関わる関係機関の視点を踏まえ、身近な地域の中で見守り・支える仕組みについて考えます。

母子生活支援施設から地域生活に移行したAさん世帯



この事例は個人情報に配慮し、登場人物の性別や家族関係、支援機関の役割分担等について変更を加えています。

【事例】 Aさん世帯の地域生活を 支える関係機関の視点

外国籍のAさんは日本人男性と結婚し長男B君を出産しましたが、夫から十分な生活費を渡してもらえず、たびたび暴力を振るわれるようになり、子どもを連れて家を出ました。生活に困ったAさんは役所に相談し、しばらくの間、母子生活支援施設で生活することを決めました。

① 継続した見守り・支援体制を ～母子生活支援施設職員Cさんの視点

母子生活支援施設職員のCさんは、2年後の退所をめどとした生活設計の相談・支援を行ってきましたが、もとより就労意欲の高かったAさんは就職先が早々に見つかり、転居に向けた準備を進めたいと考えていました。

その一方、長男B君にひきこもりがち傾向を感じていたCさんは「新たな地域にAさん親子が溶け込んでいけるか、育児と仕事を両立していけるだろうか」と不安がよぎりました。そうした懸念を含め、転居先の地域の関係機関への引き継ぎに向けて、支援課題の整理を進めました。

② 見守りの現場は常に手探り ～主任児童委員Dさんの視点

「最近転居してきた外国籍の母子世帯について、しばらく生活の様子を見守ってもらえませんか」

主任児童委員(※1)のDさんに、役所の子ども家庭課のケースワーカーから、見守り支援の必要なAさん世帯の情報が入りました。

主任児童委員1人あたりの担当区域は広く、Aさんの住むアパートに向かう道のりは、Dさんにとっても馴染みのない景色が広がります。到着したアパートには洗濯物が干して



三つ折りにして使う
民生委員児童委員のメモ

ありましたがチャイムを鳴らしても反応はありません。ひとまず郵便受けに「困ったことがあったら連絡をください」とメモを入れました。その後も合間をみて訪問を続けましたが、部屋に人がいる気配があっても扉は開きません。置き手紙を続けましたが連絡もありません。Aさん親子に一度も会えずにいたことが気がかりだったDさんは、担当区域の民生委員児童委員にも応援を頼みました。

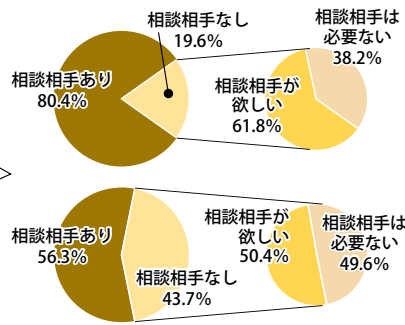
それからしばらくして、Dさんが近所を自転車を通りかかったところ、ベランダで慌ただしく洗濯物を干しているAさんの姿が見えました。「おはよう。今日はいい天気だね」Dさんの声掛けに「本当ですね」と笑顔で応えるAさんを見て、ようやく肩の荷が下りた気持ちでした。

※1 児童福祉法第16条に基づき、民生委員は児童委員を兼ねており、一部の児童

〈参考〉ひとり親世帯の親が抱える困りごととは？

厚労省の調査によると、「相談相手が欲しい」と答えた親たち自身では、「家計」「仕事」が多く、母子では「住居」、父子では「家事」の占める割合も目立ちます

右上：母子世帯
右下：父子世帯



厚生省「平成23年度全国母子世帯等調査結果」より本会作成

委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」として指名を受けている。本県では、民生委員児童委員の1割弱にあたる1035人が主任児童委員として活動している（平成22年度「福祉行政報告例」より）。

③子どもの学びの場を守るために ～小学校教員Eさんの視点～

「最近、学校を休みがちな生徒がいて、読み書きが苦手なことを同級生にからかわれていたこともあったので気になっているのですが、母親に電話してもつながらないんです」
教育相談コーディネーター（※2）を兼務する学年主任のEさんは、B

君（Aさんの長男）の学級担任から相談を受けました。授業の空き時間に早速訪問してみました。チャイムを押しても反応はありません。

翌朝、Eさんがアパートに立ち寄ってみたところ、出勤前のAさんに会うことができました。B君が学校を休んでいることを伝えると、Aさんはとても驚いた様子で「知らなかった」と話し、仕事で毎日帰りが遅く、B君と話をする時間を持っていないと胸の内を語りました。

Aさん親子の生活経過について確認した上で、今後のB君への関わりや家庭支援を考えていくために、Eさんは、子ども家庭課のケースワーカーや施設職員のCさん、主任児童委員のDさん等にケース会議の参加を呼び掛けることにしました。

※2 文科省は、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」（本県では「教育相談コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置づけることとしている）。

④孤立させてはいけない ～主任児童委員Fさんの視点～

主任児童委員のFさんは、現役の子育て世代や学校とのつながりがなく、家庭訪問や関係機関との調整に苦労した経験から、隣の地区を担当する主任児童委員のDさんと一緒に子育てサロンを立ち上げました。

ある日、AさんがB君を連れてサロンにやってきました。これまでAさんは何度か参加していましたが、B君と一緒に来たのは初めてです。「こんにちは。久しぶりだね。おじさんのこと覚えてるかい？」緊張して立ち尽くすB君に、Dさんは一緒に遊ぼうと声を掛けました。

Fさんは「これからお茶を入れるのだけれど手伝ってくれない？ いつも悪いわね」とAさんに声を掛け、2人で給湯室に向かいました。

「最近、Bが学校に行きたくないって言うんです。私も仕事があるから困ってしまつて、つい怒鳴つてしまふこともあつて」Aさんの話に、Fさんはじつと耳を傾けました。

要援護者・生活困窮者支援や 孤立防止に向けた仕組みづくりを

本会が政策提言に向けて行った課題把握調査では、本会民生委員児童委員部会（※3）から「核家族化の進行やライフスタイルの変化等により生活課題の多様化や潜在化が著しく、民生委員児童委員のみですべての要援護者の相談・見守り活動を行うことは不可能であり、要援護者・世帯の居住状況等の確認も難しい状況にある」との声が上がり、この現状を踏まえて「地域包括支援センターや地区社協など、地域の関係機関・団体をコーディネートする施設・

団体との具体的な連携・協働体制の整備」等の提言が挙げられています。

事例では、Aさんは母国を離れて頼れる人がいない中でDV（家庭内暴力）を受け、安全な生活を取り戻したものの就労と育児の両立が難しく生活困窮となり、生活の立て直しを図りつつあったところに息子の不登校の課題が見え隠れするなど、多様な生活課題が複合的に表れていることが分かります。関係機関の動きをみると、母子生活支援施設と学校は専門性を生かした支援を目指し、主任児童委員はAさん世帯が安心して生活していくための土台を地域の中に築こうと、ゆるやかにつながり続ける姿勢をみせています。

多様化・複合化する福祉課題への対応に向けて、関係者がそれぞれの分野の専門性を高めていくことも重要です。ただ一方で家族や近隣住民による共助の関係が希薄化しつつある中、支援が顕在化しづらい・支援につながりづらい方たちへの関わりを考えたとき、さまざまな視点から生活課題を見出し、世帯を取り巻く人とのつながりの輪を広げていくことも、私たち福祉関係者の培っていくべき視点ではないでしょうか。

※3 県内の525民生委員児童委員協議会が構成。民生委員児童委員の実数は1万828人（平成24年4月現在）。

（企画調整・情報提供担当）

「障害者グループホーム等第三者評価」 からみる課題と解決方策をまとめました

障害者グループホーム等（以下、「GH等」）は、少人数で地域の暮らしを営む場として、その人らしい生活の実現を目指しています。

障害者グループホーム等（以下、「GH等」）は、少人数で地域の暮らしを営む場として、その人らしい生活の実現を目指しています。けた動きにつなげていくことが、第三者評価のねらいでもあります。そこで、昨年度末までに受審した30事業者の評価結果をもとに、「障害者GH等第三者評価部会」を中心に課題を分析し、本年10月に解決方策をまとめました。この内容は本会障害福祉施設協議会を通じて、政策提言に反映しています。【左表】

GH等では、利用者と職員が密接な関わりをもてる反面、密室性も高くなることから、外部の目が入る必要性が課題提起されており、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では昨年度、障害者GH等第三者評価に取り組み始めました。

事業者の透明性を確保するとともに、本県のGH等が直面する課題を整理し、制度の基盤強化・発展に向

障害者GH等第三者評価は始まったばかりですが、今後も定期的に課題分析を行い、さまざまな立場の方々との課題共有や提言活動に取り組み、障害者GH等制度の発展を目指します。

（社会福祉施設・団体担当）

主な課題

利用者支援／日常生活支援／ホーム運営／地域との協力関係及び関係機関との連携／災害時の対応／職員の確保・職員体制の充実

課題解決に向けた提言（概略）

▼法人・事業所や関係機関等による課題解決方針・指針やマニュアル等の整備・作成／研修の実施／事業所・法人内や関係機関との連携・情報共有／情報提供・周知

▼制度改善による課題解決

- ・障害者GH等の近隣圏域での情報共有の場づくりや研修会開催。障害者GH等を支援するための支援センターを身近な地域に設置
- ・研修参加や関係機関等との連携が可能となる職員配置基準への改善
- ・常勤の福祉専門職が確保できる報酬単価への改善
- ・現在の実績払いから、安定・継続して事業が実施できる報酬制度への改善
- ・利用者や家族にも分かりやすい権利擁護関連制度の広報啓発と、障害者自身が使いやすい仕組みに向けた見直し

※提言書は本会ホームページ
(<http://www.knsyk.jp>) で
ご覧いただけます



ふくしみるちゃん
(マスコットキャラクター)

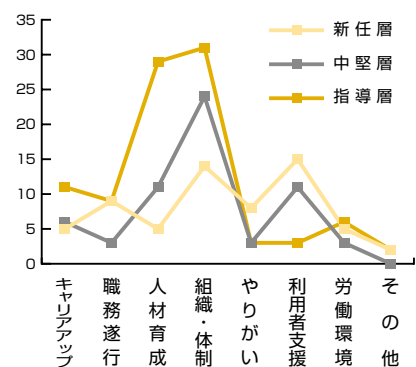
職員の悩みを知り、階層別の対応を考えよう！

階層別の職責と遂行能力を明示するキャリアパス。職員は能力を高めていく途上で数々の壁を乗り越えなければなりません。それは個人だけにとつての壁なのでしょうか。

今年度開催した「職場内研修担当者研修」では、受講者の職場から、新任層・中堅層・指導的職員層の各職員の協力をいただき、専門職としての自己成長に関連したアンケートと、今の悩みについての記載をいただきました（配布数132、回答数128…回収率97%）。

アンケートからは階層による悩みの相違が浮き上がりました。「適切な指導を受ける機会がある」と新任層は感じていても中堅層以降では少なくなり、また新任層は「悩みごとを受け止めてくれる人がいる」「利用者支援を職員間で協働して取り組んでいる」と多くが感じていますが、その実感を持っていないのが中堅層でした。さらに自由回答に目を向けると、全ての階層に共通してみられた悩みは「時間・ゆとりのなさ」でしたが、利用者支援の技術不足を不安に感じながらも、やりがいを持っている新任層。利用者との関わりを深いものにしたいと求めているできないという

専門職としての成長に向けた悩み（階層別）



不満・未消化感を抱えている中堅層。後輩の育成指導のあり方に頭を悩ませる指導層には、現場志向が強く指導的立場に置かれることにジレンマを感じるとの声もあり、それぞれの階層で抱える悩みの質や内容の異なりが見てとれました。【右グラフ】

職員の成長には、壁を乗り越えることで得られる自己充足感や、職員個々のやりがいを支えることが大切であり、階層別に対応を考えていく視点も必要です。そして、その取り組みが離職防止にもつながるかもしれません。本会でも、このアンケートの結果を階層別研修の企画の参考にしていきたいと考えます。

（福祉人材研修・介護支援専門員支援担当）

福祉の仕事を知る懇談会のご案内

- ◇日時＝①1月26日(土)、②2月2日(土) 両日とも午後1時～4時
- ◇会場＝①YMCA福祉専門学校(川崎市多摩区)、②かながわ県民センター
- ◇対象＝福祉の仕事に関心のある方、福祉分野に就労を希望される方
- ◇問合先＝本会かながわ福祉人材センター
☎045-312-4816 FAX 045-313-4590
※事前にお問合せください

『むかしMattoの町があった』自主上映会のご案内

- イタリア精神保健改革初期、1978年の精神病院廃止法成立までの20年間を描いた映画を上映します。
- ◇日時＝1月6日(日)午後0時30分～4時30分(午前11時30分開場)
 - ◇会場＝横浜市健康福祉総合センター4階ホール
 - ◇対象＝関心のある方
 - ◇定員＝200名(事前申込・先着順)
 - ◇参加費＝1,000円(プログラム代)
 - ◇申込方法＝住所・氏名・連絡先を明記の上でファクスまたはメール
 - ◇申込先＝2013.1.6『むかしMattoの町があった』自主上映実行委員会
FAX 045-633-2065
E-mail matto1316@yahoo.co.jp
※ファクス申込みは12月27日まで

神奈川県相談支援専門員連絡会・サービス管理責任者連絡会設立記念研修会のご案内

- ◇テーマ＝障害のある方の意思決定支援を考える！
- ◇日時＝1月11日(金)午後0時30分～午後4時30分(正午受付開始)

- ◇会場＝横浜市開港記念会館講堂
- ◇対象＝障害者相談支援専門員・サービス管理責任者、障害者相談支援に関心のある方
- ◇定員＝250名(事前申込)
- ◇費用＝1,000円(資料代) ※KCN会員は無料
- ◇申込方法＝所定の申込書をファクス
- ◇問合先＝(N)かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク事務局(KCN)
☎046-220-5380 FAX 046-220-5381
E-mail run@kcn.or.jp
URL <http://www.kcn.or.jp/>

防災ギャザリング2013「防災・減災活動体験フェア」のご案内

- 炊き出しや水運搬、ロープワーク等の体験型防災訓練を行います。地域の防災訓練を見直してみませんか？
- ◇日時＝1月19日(土)午前9時30分～午後1時 ※荒天中止
 - ◇会場＝横浜市民防災センター・沢渡中央公園
 - ◇対象＝自治会・町内会・自主防災会等の活動者、関心のある方
 - ◇定員＝500名(事前申込・先着順)
 - ◇費用＝300円(資料代)
 - ◇申込方法＝所定の申込書をファクスもしくは郵送
 - ◇申込締切＝1月15日(火)必着
※中止の場合、当日午前7時にホームページでお知らせします
URL <http://www7.ocn.ne.jp/~morisoft/>
 - ◇問合先＝防災ギャザリング実行委員会
☎090-1451-9794 FAX 045-324-1120

第11回神奈川県介護支援専門員研究大会のご案内

- 「和(なごみ)」をテーマに、対人援助業務のストレス等に注目した基調講演、研究発表、交流会を開催します。
- ◇日時＝2月3日(日)午前10時～午後4時
 - ◇会場＝海老名市文化会館・海老名市立総合福祉会館
 - ◇対象＝介護支援専門員、保健・介護・福祉関係者、学生等
 - ◇費用＝1,000～4,000円
 - ◇申込締切＝1月10日(木)
 - ◇問合先＝(N)神奈川県介護支援専門員協会事務局
☎045-671-0284 FAX 045-671-0287
E-mail jim03@care-manager.or.jp

寄附金品ありがとうございました

- 【一般寄附金】 広瀬公子、脇隆志
- 【子ども福祉基金】 遠藤康寿、佐藤和成
- 【ともしび基金】 かざぐるまの会、県立よこはま看護専門学校、県立ひばりが丘学園 (合計55,036円)
- 【寄附物品】 神奈川県定年問題研究会、川崎規世(いずれも順不同、敬称略)

「第1回かながわ感動介護大賞」受賞作品が決定しました！

県保健福祉局では本年度、「かながわ感動介護大賞～ありがとうを届けたい～」を創設し、介護サービスを受けた高齢の方・家族等から、介護にまつわるエピソード(感動介護エピソード)を募集し、受賞作品について、11月11日(介護の日)に表彰式を行いました。
詳しくは、県ホームページをご覧ください。



- 【問合先】 県保健福祉局 福祉・次世代育成部 高齢福祉課 介護審査グループ
☎045-210-4835 FAX 045-210-8874
URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417781/>

ー 社会福祉施設の設計監理 ー 株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪 2-19-17-808
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

印刷の事ならおまかせください
●パンフレット・冊子・伝言板・ポスター・名刺・封筒・その他
お気軽にご相談ください！
株式会社 あんざい
横浜市港南区下永谷 3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

「知的障がい者サポーター」のいるお店

「愛川の底力」住民委員会（愛川町）

「障害者・保護者の思いを理解してほしい」

コンビニエンスストアの商品の向きや角度を一つずつ熱心にそろえる、ひとり言をつぶやきながらぐるぐると動き回る、突然大きな声を出す。障害を背景とした行動は時に誤解を受けやすく、不審に思われたり、警察に通報されてしまうことさえあります。

そこで愛川町社協では、障害のある人が安心して生活できるまわりの取り組みを進めるために、障害について理解し、サポートする店舗を



第1号店の「セブンイレブン愛川半原店」の店員さんの腕には、もちろん目印のリストバンドが！

◆（福）愛川町社会福祉協議会
愛甲郡愛川町角田257-1
☎046-285-2111（代） FAX046-286-5424

きっかけは地域住民の声

「愛川の底力」住民委員会」は、平成19年の地域福祉計画・地域福祉活動計画策定時のワークショップメンバーが中心となって発足した会です。町社協が主体となり、さまざまな福祉課題について話し合い、障害児サロンや福祉マップづくりなどの住民活動をつくってきました。

この取り組みも、委員会の中で、障害のある子の母親

から「親子に対して心ない言葉を浴びせられたことがある」との経験談が語られたことをきっかけに始まりました。

委員会では、まず警察署との相互理解を深める目的で「おまわりさんプロジェクト」を企画し、「障害者が被害に遭いやすい事例と対処法」をテーマに、障害当事者・保護者・施設職員を対象とした講話を警察署に依頼しました。このプロジェクトがきっかけとなり、警察署の参画する「コンビニエンスストア防犯連絡協議会」での意見交換、後の養成講座への参加呼びかけへとつながっていきます。

愛川町社協の河野敦志さんは「一人の意見がすべてを代表するわけではないが、その気づきは地域と切り離したものではない。一人ひとりの感性で問題提起してもらうこと。それぞれの立場と意思を大切に、お互いの力を信じて活動をつくっていく視点が大切ではないか」と振り返ります。

町社協では、町内に18店舗あるコンビニエンスストアへの協力を求めつつ、町全体への広がりを目指して活動を続けています。

（企画調整・情報提供担当）

湘南国際アカデミー

ホームヘルパー2級（通信制・通学制）

ズバッ!!と一括料金キャンペーン

1/15まで受講料1万円割引

¥79,800- → ¥69,800-

※一括でお支払いの方限定の割引です（教材費等込・但し健康診断費用は実費自己負担）

平成25年度の資格制度改正前の最後のチャンス

平成25年4月以降は今までにない科目や、筆記試験が導入されるため資格取得が難しくなると言われています。

事業所様特典もあり、今すぐお電話!!

湘南国際アカデミー

藤沢本校 藤沢市藤沢38-2F

TEL: 0120-961-190

本厚木校 厚木市中町3-4-13 OSKビル4F

TEL: 0120-377-038

二俣川校 横浜市旭区二俣川1-46-15 森山セブンビル2F

TEL: 0120-557-729

平塚校 平塚市八重咲町7-25 熊山ビル2F

TEL: 0120-608-330



「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

【発行日】2012（平成24）年12月15日（毎月1回15日発行）

【編集発行人】鈴木和夫

【発行所】社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

【印刷所】株式会社神奈川新聞社

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4番地の2 ☎045-311-1423 FAX045-312-6302 E-mail kikaku@knsy.jp

ご意見・ご感想をお待ちしています！